

代替パート調理員を募集

- 募集職種 パート調理員 若干名
- 勤務場所 給食センターと認定こども園の兼務
- 雇用期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間（更新は可能）
- ※勤務日は、給食センターが指定する日とする（不定期、月7日間程度）
- 勤務時間 8時～16時30分まで

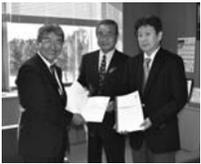
※勤務内容によっては、一日または半日の勤務となります。

- 賃金 日額7,000円（午前半日の場合は4,515円）
- 社会保険 労災保険に加入
- 応募資格 町内にお住まいの方で、調理する意欲のある方（資格および年齢制限はありません）
- 応募要領 12月16日(金)までに、履歴書（写真添付）を給食センター（☎47-3331）に提出してください。

第6次 総合計画案を答申

町総合計画策定審議会が、平成29年度から10年間のまちづくりの指針となる第6次総合計画案を町長に答申しました。

基本構想案の将来像は「『ちよつといいね!』がたくさんあるまち くんねっぶ」として①「安心して子どもを産み育てられるまちづくり」②「強い産業で活力を生み出すまちづくり」③「いつまでも健康に暮らせるまちづくり」④「きめ細やかな教育で豊かな心と健やかな体を育むまちづくり」⑤「みんなが快適に暮らせる基盤を整えるまちづくり」⑥「みんなの安全・安心を支えるまちづくり」⑦「みんなの力で暮らしやすいまちづくり」の7つの基本目標を設定し、子育て支援や教育、福祉などの施策に取り組みます。



12月15日から31日まで

歳末火災特別警戒

12月15日から31日までの17日間、全国一斉に「歳末火災特別警戒」が行われます。



- ・ストーブなど暖房器具の給油時や移動時には、火を止めましょう。
- ・たばこは灰皿のある場所で吸い、寝たばこやポイ捨てはやめましょう。
- ・調理中はその場から離れず、やむを得ず離れる際は、必ず火を消しましょう。
- ・家の周囲には、燃えやすいものを置かないようにしましょう。
- 万一来備えて
- ・住宅用消火器具の備え付けや使用方法について確認しましょう。
- ・火災の逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置しましょう。

季節柄、暖房などの火気の使用が増え、年末の慌ただしさから、火の元の点検や後始末がおろそかになり「つい、うっかり」型の火災が発生しやすくなります。

火の取り扱いに十分注意し、火災のない明るい新年を迎えましょう。

- 家庭での火災予防対策
- ・就寝前や外出時は、火の元を点検しましょう。

一般家庭の予防査察

消防団員が火災や危険物事故を未然に防ぐために、皆さんのご家庭の周りを次の日程で確認に回ります。

- 市街地区（消防団員が実施）
- ・12月4日(日)
- 東町、末広町、日出町
- ・12月18日(日)
- 元町、大町、旭町、仲町、栄町、若富町

危険物取扱者試験・消防設備士試験

- 種類 全種全額
- 受付期間
- ・書面申請 12月9日(金)～19日(月)
- ・電子申請 12月6日(火)～16日(金)
- と き 平成29年1月29日(日)
- ところ 北見市（北見工業大学）

■ 問合せ 北見地区消防組合消防署訓子府支署（☎47-2419）

12歳末たすけあい運動 12月14日まで展開中

今年も「歳末たすけあい運動」が、12月1日から14日まで行われています。

皆さまからの募金は、町内会・実践会を通じてお願いをしています。社会福祉協議会センター内の窓口でも受け付けていますので、心温まるご協力をお願いします。

皆さまからお寄せいただきました募金は、訓子府町共同募金委員会理事会で配分先と配分金額が決定されますが、例年、ひとり親世帯、75歳以上の単身世帯、くねっぶる静寿園、グループホーム「はるる」に「まごころプレゼント」として現金を贈り、皆さまの温かい気持ちをお伝えしています。

赤い羽根共同募金の中間報告

10月1日から、町民の皆さまにご協力をいただいています。「赤い羽根共同募金運動」につきましては、11月10日現在で、101万1,494円の募金が寄せられています。皆さまのご協力で、心より感謝申し上げます。

水道の凍結に注意を!!

水道が凍結しやすい季節になりました。気温がマイナス4～5℃になると、日中でも水道が凍ることがあります。長期間家を空けるときや凍結注意報が出たときは、水道凍結に十分注意しましょう。

■ 水道を凍結から守るには ■

- 床下の換気口を閉め、冷たい風を防ぎましょう。
- 水道の水抜き栓を動かし、正常に水落としができることを点検しましょう。（蛇口から水を出した状態で水抜き栓を「止まる、または、水抜き」に動かし、蛇口に軽く当てた指先や手のひらが吸い付くようなら正常です）
- 外出時や日中でも寒さが厳しいときは、必ず水落としをしましょう。

■ もし、凍らせてしまったら ■

水道が凍結したときは、水道管にタオルなどを巻き、80度前後のお湯をかけて15分程度そのままにしておくと、軽い凍結であれば水が出ることがあります。

それでも水が出ないときは、指定給水装置工

事事業者に連絡してください。
注意：凍結した箇所直接、熱湯や直火を当てると、管の破裂や火災の危険があります。

■ 凍結修理費用は、使用者の自己負担です ■

配水管（町が所有している本管）から分岐して家庭の蛇口までの部分を「給水装置」と言います。

町が貸し付けしている水道メーター以外の給水装置は、個人の所有物（財産）です。所有者や使用者が維持管理することになっていますので、水道凍結の修理や改造にかかる費用は、皆さんの負担となります。

訓子府町内指定給水装置工事事業者 (町外指定給水装置工事事業者 17社)

| | | |
|----------|-----|----------|
| 黒川管機工業所 | 末広町 | ☎47-4337 |
| 訓子府機械工業㈱ | 東町 | ☎47-2131 |
| 丸建工業㈱ | 穂波 | ☎47-3036 |
| 長谷川水道設備 | 日出 | ☎67-3750 |
| 久島工業㈱ | 東町 | ☎47-2038 |

※町外指定業者についてのお問い合わせは上下水道課（☎47-2118）へ。